

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における  
成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 尾張北部権利擁護支援センターを共同設置する小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下、「関係市町」という。）が、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項に規定された市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進計画」という。）を各関係市町の行政計画として策定するにあたり、共同して関係市町の区域（以下、「尾張北部地域」という。）における課題の分析、施策の検討等を行い、成年後見制度利用促進計画の案を策定するため、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進計画の案を策定すること。
- (2) その他、成年後見制度利用促進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員25名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 愛知県弁護士会から推薦された者
- (4) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部から推薦された者
- (5) 一般社団法人愛知県社会福祉士会から推薦された者
- (6) 市町社会福祉協議会の職員
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 障害相談支援事業所の職員
- (9) 居宅介護支援専門員の団体を代表する者
- (10) 高齢者施設の職員

- (1 1) 障害者施設の職員
- (1 2) 民生委員
- (1 3) 老人クラブに所属する者
- (1 4) 認知症支援者団体に属する者
- (1 5) 公募委員
- (1 6) 行政職員
- (1 7) その他委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から成年後見制度利用促進計画の策定が終了する日までの間とする。

(組織)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、尾張北部権利擁護支援センターにおいて処理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、調査研究、資料収集、調整及び検討をするため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の運営に必要な事項は、本委員会の委員長が別に定める。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(委員の報酬)

第9条 第3条第16号及び第17号の者を除き、委員会に出席した場合における謝金は、予算の範囲内において支給することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、2020（令和2）年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、2020（令和2）年9月1日から施行する。